

平成 24 年度 市政運営会議 議事概要

日 時	平成 24 年 7 月 17 日 (火) 14:35～15:00
議 題	屋台営業の適正化に向けた今後の取組について
出席者	高島市長, 山崎副市長, 渡邊副市長, 大野副市長, 総務企画局長, 総務企画局理事, 財政局長, 保健福祉局長, 住宅都市局理事, 道路下水道局長, 博多区長, 中央区長 ほか
決定事項	1 適正化に向けた全体スケジュールについて (1) 指導の強化徹底 ア 指導・点検結果の点数化と公表【2に記載のとおり】 イ 合同指導体制の強化 県警, 国道事務所と協議の上, 早急に実施する。 ウ 地域住民等参加の講習会の開催 自治協議会等と協議の上, 開催する。 (2) 再配置対策 具体的な場所を含めた対応を検討する。また, 地元住民等との協議の場を設置する。(長浜については, 長浜臨港線の整備にあわせた検討を進める。) (3) 実態調査 組合を通じて調査を実施し, 内容を精査の上, 対応を検討する。 (4) 新たなルール運用の検討 ア 個別面談方式による許可更新【2に記載のとおり】 イ 規格外営業対策 屋台規格のあり方について, 検討を行う。 (5) 環境整備 課題整理を行った後, 負担のあり方を検討する。 (6) 利用者への啓発 啓発方法を検討の上, 実施する。 (7) 屋台の負担の検討

国道占用料との均衡等, 屋台の負担のあり方について, 検討を行う。

(8) 組合への取組指導強化

ア 適正化計画の提出

組合が作成した適正化計画に基づいて, 重点的な指導を行う。

イ 違反行為の通報システムの検討

組合と協議をしながら検討を進めていく。

ウ 排水の適切処理やトイレの確保

実態把握の上, 指導を行いながら, 義務化について検討を行う。

エ 指導要綱の内容徹底, 地域貢献策の検討

指導要綱については, 点数化を進めながら徹底を図っていく。

地域貢献策については, 組合と協議の上, 具体的な取組を決定し, 実施状況を確認する。

オ 食品衛生指導員の増員, 組合と保健所との連携

組合と実現に向けた協議を行っていく。

(9) 条例

適正化の取組を進めながら, 公益性の整理や条例化に向けた検討を進める。

2 点数化の運用(公表を含む)と許可更新手続の基本的な考え方について

(1) 概要

- ・ 屋台営業ルールの遵守状況を客観的な数値として定量的に把握し, これを定期的に市民へ公表する。
- ・ 体制整備の上, 平成24年11月から実施する屋台営業者との個別面談における屋台営業者への指導, 改善勧告又は警告に活用する。
- ・ 平成25年度以降は, 道路占用許可及び公園内行為許可(以下「許可」という。)の更新の基準とする。

(2) 点数化の運用

① 点数(遵守)項目

項目は以下を基本とする。

ア 道路・公園関係(再配置地区, 公園内屋台は, 点字ブロック, 歩行者の通行障害を除く。)

◇営業(設営)時間 ◇営業時間外の屋台・器材の放置

- ◇道路・公園の汚損状況 ◇屋台の規格(2.5m×3m)
- ◇屋台外の営業 ◇搬入車両等の長時間駐車
- ◇排水処理 ◇料金表示 ◇点字ブロック ◇歩行者の通行阻害
- ◇地域貢献

イ 食品衛生関係

- ◇取扱食品 ◇手洗設備 ◇手指の洗浄・消毒 ◇冷蔵設備
- ◇洗浄容器 ◇給水 ◇廃棄物容器 ◇屋台外調理等の禁止
- ◇食肉・魚介類の取扱 ◇調理器具・食品等の衛生管理
- ◇食品の適切な保管 ◇掲示すべきもの

② 点数化の方法

職員又は屋台指導員による巡回指導の際、(1)の点数表に記録し、採点を行うこととする(国道上の屋台についても、国道事務所の協力を得ながら採点を行う。)。

③ 運用開始時期

方針決定後、速やかに採点基準や具体的な採点方法を定め、運用を開始する。

(3) 公表

① 時期

平成24年度については、10月及び年度末とする。

平成25年度以降についても、定期的に公表する。

② 内容

今年度は市のホームページによる地区毎での公表とすることとし、来年度以降に個別屋台ごとの公表ができるよう制度設計を行う。なお、地区の考え方やどのような内容を盛り込むか等の公表内容の詳細については、点数化の運用状況を踏まえながら検討することとする。

(4) 許可更新手続への反映

個別面談における警告等の具体的内容、許可更新の基準等の点数化と許可更新手続の考え方(平成 25 年度以降の許可更新の基準等を含めた点数化の反映のあり方)については、点数化の運用状況を踏まえながら整理し、9月を目処に決定するものとする。

主な意見	○道路・公園における占用料の見直しや、受益者に対し応分の負担をいただくような仕組みを検討する必要がある。 ○調査員によるばらつきが出ないよう、実施可能で客観性のある調査方法の確立が必要である。 ○採点は、客観性の確保のため写真による記録が前提であり、屋台側への周知・協力を十分図る必要がある。 ○屋台規格等についても、実情に即したものとするため関係機関と調整し、見直しが必要である。 ○指導の様子をきちんと対外的に示す必要がある。 ○点数化やそれを公表することについては、営業者全員に周知するよう心がける必要がある。 ○プラス面で評価する項目も組み合わせる必要がある。 ○良い屋台の表彰について経済観光文化局と協議していただきたい。
--------------------	--